

広島県市町振興基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和七年三月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第九号

広島県市町振興基金条例の一部を改正する条例

広島県市町振興基金条例（昭和四十九年広島県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（設置） 第一条 市町の振興を図る事業の実施に必要な経費の財源に充てるため、広島県市町振興基金（以下「基金」という。）を設置する。	（設置） 第一条 行政水準の向上を目的として市町及び一部事務組合（以下「市町等」という。）が実施する公共施設の整備事業等に対し必要な資金（以下「資金」という。）を貸し付けるため、広島県市町振興基金（以下「基金」という。）を設置する。
（積立て） 第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める。	（基金の額） 第二条 基金の額は、二十五億円とする。
（管理） 第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。 2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。	（貸付対象事業） 第三条 資金の貸付けの対象となる市町等の事業の範囲は、知事が定める。 （貸付対象市町等の要件） 第四条 資金の貸付けの対象とする市町等は、次の各号に掲げる要件を併せ備えていなければならない。 一 貸し付けた資金の償還について十分な能力を有すること。 二 財務の経理が適正であり、かつ、財政運営の健全性を維持するために十分努力していることと認められること。

三 その他別に規則で定める要件	
(貸付け決定に当たつての配慮)	
第五條	知事は、資金の貸付けの対象とする市町等の事業の決定に当たつては、事業の緊急性、市町等の財政事情、地域間の行政水準の均衡化等について、特に配慮するものとする。
(貸付条件)	
第六條	資金の貸付条件は、次の各号に定めるところによる。
一	貸付利率 財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第十条の規定により地方債として運用される財政融資資金の利率以内で知事が定める利率
二	償還期限 貸付年度及びその翌年度の二月一日までを据置期間とし、据置期間経過後十年以内
三	償還方法 元利均等年賦償還
四	償還期日 毎年二月一日
五	延滞利息 償還期日の翌日から償還の日までの期間の日数に応じ、延滞元利金につき年十パーセントの割合で計算した金額
2	知事は、特に必要と認めるときは、前項の貸付条件の特例を定め、又は他の条件を付することができる。
(実地検査等)	
第七條	知事は、資金の貸付けに係る事務の適正を期するため必要があると認めるときは、資金の貸付けを受けた市町等に対して報告を求め、又は実地に検査することができる。
(繰上償還)	
第八條	知事は、資金の貸付けを受けた市町等が資金を貸付けの目的以外に使用したとき、又は貸付条件に従わなかつたときは、資金の全部又は一部を繰上償還させることができる。
2	資金の貸付けを受けた市町等は、必要に応じ、資金の全部又は一部を繰上償還することができる。
第九條	(略)
第四條	(略)
(処分)	
第五條	基金は、第一条の事業の実施に必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。
第六條・第七條	(略)
(委任)	
第八條	この条例に定めるもののほか、基金に關し必要な事項は、知事が定める。
第十二條	前各条に定めるもののほか、この条例の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。